

いじめ対応マニュアル

【いじめ防止対策推進法をふまえた改訂版】

～須賀川市いじめ防止基本方針～



平成26年4月

須賀川市教育委員会

目 次

○ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ いじめ対応の基本～いじめの基本認識と3つの対応ポイント～

【いじめ防止基本方針編】

1 いじめ防止の基本理念	2
2 いじめの定義	3
3 いじめ問題に関する関係者の責務	4
4 いじめ防止対策のために学校が実施すべき組織的対応	5
5 重大事態への対処	7
6 いじめ防止対策のために市で設置する組織について	11

【いじめ対応マニュアル編】

1 いじめの未然防止	12
2 いじめの早期発見	14
3 いじめへの早期対応	15
4 重大事態発生時の対応フロー図	21
5 ネット上のいじめへの対応	22
6 いじめに起因する不登校に対する支援の在り方について	28
7 いじめ自殺の防止・緊急対応	30
8 報道機関への対応	33

【参考資料編】

1 いじめの構造と態様	34
2 いじめ問題への取組についてのチェックポイント	37
3 いじめ発見のチェックポイント	39
4 いじめに関する報告書形式（別紙1、別紙2）	41
5 須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱	43
○ 引用・参考文献	48

○ はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、その総則において「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」とし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が、連携していじめの問題の克服に向けて取り組むことを求めている。

さらに、平成25年10月には、この「いじめ防止対策推進法」第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめの防止等のための基本的な方針」が示された。

本市では、平成24年度末にいじめの未然防止、早期発見及び早期対応のために「いじめ対応マニュアル」を策定したところであるが、今回の法施行及び文部科学省の基本的な方針が示されたことをうけ、「いじめ対応マニュアル」の内容を大幅に見直し、「須賀川市いじめ防止基本方針」も含めた形で改訂したものである。

各学校においては、この冊子を実際のいじめ事案の対応に活用することはもちろん、「いじめ防止対策推進法」により義務付けられた学校の「いじめの防止のための対策に関する基本的な方針」の策定や、いじめに関する校内研修の資料とするなど、積極的に活用して、いじめ問題の克服に向けた活動を、総合的かつ効果的に推進されることを心から願うものである。

【いじめ防止基本方針編】

1 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- (2) いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- (4) 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校作り・学級作りを目指さなければならない。
- (5) もし、いじめが起きてしまった場合、いじめをうけた子どもの心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していかなければならない。

いじめは、すべての児童生徒に関する重大な問題であるとの認識に立ち、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、はじめに「いじめ防止の基本理念」を示した。

各学校における本冊子の活用については、この基本理念を確認し共通理解するところからまず始めていただきたい。

参考 「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) 「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等（※1）に対して、当該児童等が在籍する学校（※2）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

いじめを防止し、早期発見、早期対応するための第一歩は、まず、いじめはどのような行為をさすのか、いじめの具体的なイメージをすべての教師が共通理解しなければならない。

※ 具体的ないじめの例（くわしいいじめの構造や態様は、参考資料編）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

☞ 「いじめの構造と態様」（P.34～36）

(2) 「いじめ防止対策推進法」における「いじめの禁止」

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは絶対に許されない、法律でも禁じられた行為であることを大人も子どももしっかりと認識しなければならない。

3 いじめ問題に関する関係者の責務

(1) 市及び市教育委員会の責務

- ① いじめの防止等に係る施策を策定し、実施する。
 - ア いじめ防止基本方針（本マニュアル）の策定
 - イ いじめ防止のための組織設置や、調査・支援のための附属組織の設置
- ② いじめ問題に係る学校の対応について支援（指導・助言、職員派遣等）する。
指導主事や緊急時スクールカウンセラー等を学校に派遣

(2) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ② 学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ③ その他
いじめ防止対策推進法に対する附帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）では、さらに以下のような責務が示されている。
 - ア 教職員は、いじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有する。
 - イ 教職員は、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

(3) 保護者の責務

いじめ防止対策推進法では、いじめに係る責務の一つとして、「保護者等の責務」についても言及している。学校として、保護者との信頼関係を築く上で、機会をみて保護者そして地域の方々にも、以下に示す保護者等の責務について理解してもらえるよう配慮しなければならない。

- ① 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しているので、自分の子どもが他の児童等をいじめることのないよう、子どもに対し規範意識等を養う指導を行うよう努める。
- ② 自分の子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 国、地方公共団体、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に、協力するよう努める。
- ④ ただし、③はいじめの防止等に関する教育委員会や学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) その他

法律には示されていないが、地域住民にも大人として「子どもをいじめから守る責務」を自覚してもらえるよう、いじめの発見や情報があった場合は、学校や教育委員会に通報してほしいと、学校便りや学校ホームページ等を活用しお願いすることが大切である。

4 いじめの防止対策のために学校が実施すべき組織的対応

(1) いじめに関する基本的な考え方・方針の徹底

① 「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定する。

- 各学校では、生徒指導の全体計画に位置づけたいじめ防止等に関する基本方針を必ず策定する。(いじめ防止対策推進法第13条)
- 基本方針の策定を機会として、さらに年度ごとの内容の見直す改訂に際して、教職員全員が意識や理解を共有する。
- 検討段階から保護者や地域の方々にも参画していただくことが有効である。
- 基本方針は、学校のホームページ等で公開する。

② 「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。

- 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応をする際の中核となる組織を常設する。(いじめ防止対策推進法第22条)
- 複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織で、平常時には定期的な会合を持ち、事案発生時には臨時で開催する。既に設置してきた「校内委員会」を発展・充実させることも可能である。
- 専門家としては、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW），地域の主任児童委員や民生委員、医師や弁護士、教員や警察官経験者等が考えられる。

③ 実効性のある「いじめに関する校内研修」を実施する。

- 年度初めにおける生徒指導に係る「基本的な方針」「子どもの人間関係実態」の共通理解を図ることはもちろん、学期ごとの生徒指導全体会等におけるケーススタディーや本マニュアルの活用、専門家を招聘した講義・演習等が考えられる。
※ 須賀川市教育研修センターのセミナー研修にも、いじめに関する講座開設を予定している。積極的な参加をお願いしたい。

(2) いじめが起こらない学校・学級づくり（未然防止）

① 子ども一人一人の居場所のある温かな学級経営・・・・・居場所づくり

- 教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築に努め、子どもが安心して学べる人間関係・教育環境づくりを目指す。

② 子どもが互いに認め合い心のつながりが持てる活動・・・・絆づくり

- 常に子ども一人一人の個性やよさが發揮できる望ましい集団活動を目指し、授業や学校行事、部活動等においてすべての子どもが活躍する場を設定し、子どもの自己有用感と認め合う信頼関係を大切にする。

③ すべての子どもが意欲的に参加できる授業・・・・・わかる授業づくり

- 教師が、日々の授業を工夫するとともに、校内研修や市教育研修センター選択研修等へ積極的に参加し、指導力向上に努める。

④ あいさつや発表の仕方、チャイム着席や清掃・・・・・あたりまえづくり

- 元気なあいさつやチャイム着席があたりまえになっている学校の子どもたちは、精神が安定しています。

☞「1 いじめの未然防止」(P.12~13)

(3) いじめ対応策の徹底（早期発見）

① いじめの行なわれる時間や場所の傾向を認識する。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行なわれることが多く、遊びやふざけあいを装って行なわれたりするなど、判断しにくい形で行なわれることが多い。

② 日々の観察によりいじめを積極的に認知する。

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知する。

ア 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、言動や生活ノート・連絡帳等で児童生徒が示す危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

イ 学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

☞ 「2 いじめの早期発見」 (P.14)

(4) いじめに対する措置（早期対応）

いじめを発見、またはいじめの通報を受けた場合は、

① 特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的な対応をする。

② いじめと判断した場合は市教育委員会へ報告する。

(別紙1「いじめに関する報告書」 P. 41の提出)

③ 被害児童生徒を必ず守りとお逐一貫した姿勢で対応する。

④ 加害児童生徒に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

⑤ 上記の対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で進める。（うまく連携できない場合、SSWの活用も検討すること。）

☞ 「3 いじめへの早期対応」 (P.15~19)

(5) 教育相談体制の充実（中・長期的な対応）

学校生活上の様々な場面に即して、担任、養護教諭、SC、心の教室相談員、SSW等が子どもの心に寄り添った教育相談を実施する。

① いじめ予防対策として（日頃の会話や悩み相談、定期教育相談等）

② いじめの早期発見のきっかけに（子どもが訴えやすい信頼関係を基盤にして）

③ 具体的ないじめの内容に関する相談（被害児童生徒を必ず守る姿勢で）

④ 市緊急時SCの活用

ア 子どもや保護者との対応が夜間や勤務日以外にせざるを得ない場合

イ 市緊急時SCについては、校長から学校教育課長へ派遣を要請する。

(6) 保護者・地域に対する学校の取組みや改善に係る情報発信と意識啓発

① 学校の基本方針について、地域や保護者の理解が得られるよう情報発信に努め、いじめ問題の重要性について認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

② 学校評価においては、いじめの有無だけでなく、いじめの実態や対応の状況等が評価できるよう、さらにその評価結果を改善に結びつけるよう努力する。

(7) 学校評価等を利用した見直し・改訂

教職員全員が学校評価の結果やチェックポイント (P. 38~39) 等を活用し、課題を共有しながら、PDCAサイクルを意識したいじめ防止対策の改善に努める。

☞ 「2 いじめ問題への取組みについてのチェックポイント」 (P. 37~38)

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② 「相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

児童生徒の保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考 「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（後略）

(2) 市教育委員会は、重大事態の調査の主体を判断

以下のような場合には、市教委において調査を実施する。（これら以外は学校で調査）

- ① 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ② 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行なわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。
- ② 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること。
- ③ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであること。

- ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査
 - 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要
- イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手
 - いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする

(4) 重大事態の発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。☞「4 重大事態発生時の対応フロー図」（P.21）

参考 「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。（後略）

(5) 学校が調査主体の場合の対処

市教委の指導・助言のもと、学校は以下のような対応にあたる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

ア 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること。

イ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も検討する。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに努める。

イ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向かい合おうとする姿勢が重要である。

ウ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

ア 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

ウ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

④ 調査結果を市教委に報告（市教委から市長に報告）する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

市教委の指導・助言のもと、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への継続的なケア、さらに、いじめた児童生徒への指導や落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要となる。

⑥ 慎重かつ誠意をもって報道機関と対応する。

☞ 「8 報道機関への対応」（P.33）

(6) 市教委が調査主体となる場合の対処

① 市教委は、当該いじめ事案に係る「いじめ問題対策チーム」（仮称）を設置する。

発生したいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者のメンバーにより、公平性・中立性を確保する。

☞ 「(2) 「いじめ問題対策チーム」（仮称）（P.11）

② 「いじめ問題対策チーム」による事実関係を明確にする調査を実施する。

事実関係を可能な限り網羅的・客観的に明確にする。学校は、必要な資料の提出等、調査に全面的に協力する。

- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ア 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告等にも配慮）
- イ 関係者の個人情報に十分配慮する。特に、アンケート調査についてはいじめられた児童生徒や保護者にその結果を提供する場合があることを念頭におく必要がある。
- ④ 調査結果を市長等に報告（市長から議会に報告）する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添える。
- 市長により、さらなる調査が必要と判断された場合は、市長部局の附属機関により再調査を行う場合も考えられる。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- 学校教育課や教育研修センターの指導主事、市緊急時SCやSSW等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任で取組む臨時の職員や外部専門家（心理や福祉の専門家、教員や警察官経験者等）の配置により人的体制の強化を図る。

☞ 「4 重大事態発生時の対応フロー図」（P.21）

6 いじめ防止のために市で設置する組織について

下記の(1)、(2)に係る条例や設置要綱等の策定については、福島県及び福島県教育委員会による「いじめ防止基本方針」の策定（平成26年度中の予定）内容を参考に進めていく。

(1) 「いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）

- ① いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、市教委、児童相談所、法務局、市健康福祉部、警察署、その他の関係者により構成する。
- ② 「いじめ問題対策連絡協議会」は次の事項について協議する。
 - ア いじめ問題等に係る諸問題に対する指導の在り方に関すること
 - イ いじめ問題等に係る諸問題に対する具体的な方策に関すること
 - ウ 「いじめ問題対策チーム」の設置及び人員構成に関すること
 - エ いじめ等の事案検証に関すること
 - オ その他、必要と認められること

(2) 「いじめ問題対策チーム」（仮称）

- ① 重大事態の発生時、その他必要と認められる場合、市教委の判断により設置する。
- ② 構成メンバーについては、学校教育課指導主事、教育研修センター指導主事、S C、SSW等のメンバーに加え、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有し、問題となっているいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- ③ いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。（因果関係の特定を急ぐではなく、客観的な事実を速やかに調査する）
- ④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を市長等に報告する。
- ⑥ その他、調査結果を踏まえた必要な学校支援等を行なう。

参考「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

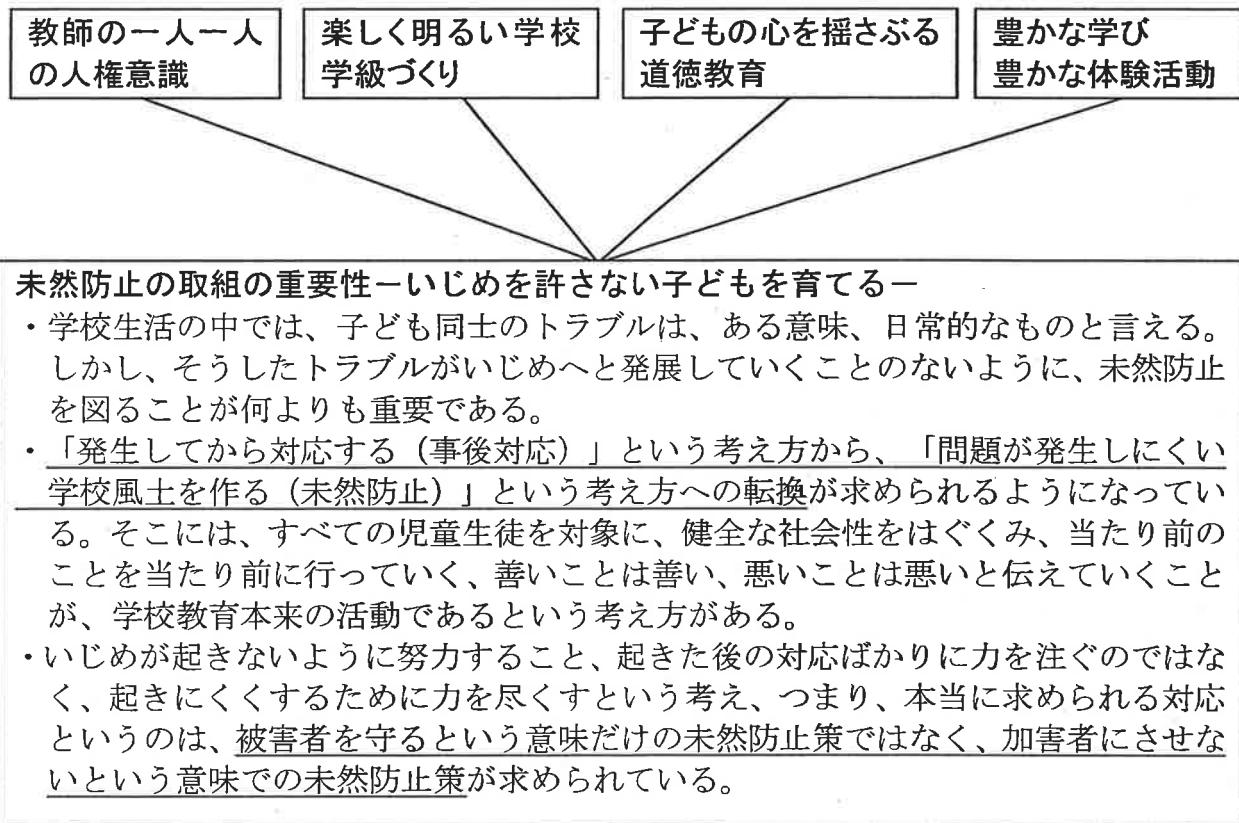
2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行なうようするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

【いじめ対応マニュアル編】

1 いじめの未然防止

(1) 発生してから対応するのではなく、問題が発生しにくい土壌をつくる



(2) いじめの未然防止に向けての手立て

① 明るく楽しい学校・学級づくり

- ア 子どもに対する教師の受容的、共感的态度により、子ども一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う学級を作る。
- イ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- エ 学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ 児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- カ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めることが重要である。
- キ 担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

② 子どもの心を揺さぶる道徳教育

- ア 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育を図らなければならない。

- イ 「道徳」の時間については、いじめに関して児童・生徒の心を揺さぶる教材や資料を取り上げ、指導計画に位置付けるなど、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ウ 子どもの道徳的な判断が稚拙だったり、安易な言動がいじめにつながったりするような場面においては、教師による「場の指導」が重要である。

③ 感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
 - イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
 - ウ 学級活動等では話合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - エ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
 - オ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。
 - カ 学校行事では、挑戦する経験を通して、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
 - キ 児童会活動及び生徒会活動では、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会活動を進める。
- (実践例)　・児童会による「思いやりの心宣言」
　　・生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開

参考「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 いじめの早期発見

(1) 潜在化するいじめ

いじめは、大人の見えないところで起こる傾向にあり、発見するのが難しくなっている。特に、小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易だが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなる。教師は感性を磨き、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識を持たなければならない。

(2) 子どもの変化を敏感に察知し、可能な限りいじめを早期に発見

① 何よりもまず日々の観察

- ア 休み時間や昼休み、放課後の雑談など、時間を確保し、なるべく児童生徒と一緒にいるように努める。
- イ 全職員の違った視点により、児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童生徒が発するサインを見落とさないようにする。
- ウ 気になる児童生徒がいた場合、必ず担任へ伝えるとともに管理職にも報告する。
- エ 養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等からも情報を収集する。
- オ 職員打合せや生徒指導委員会や学年会における情報交換を確実に実施する。
- カ 初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。
- キ いじめ早期発見のためのチェックポイント（P. 40～41）を活用することも有効である。

② 生活ノート・連絡帳は子どもと家庭の窓

- ア 担任を中心に生活ノートや班ノート等を活用して児童生徒理解に努める。
- イ 気になることは家庭に連絡するとともに、連絡帳等で家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。そのために、日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通理解に立った上でいじめ発見に協力を求める。
- ウ 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

③ 教育相談は、人間関係づくりから

- ア 日常生活の中での声かけ（チャンス相談）や、保健室で休んでいる児童生徒がいないか保健室を時折訪問するなど、日頃から気軽に相談できる人間関係づくり、雰囲気づくりが大切である。
- イ 定期的な教育相談週間を設けることはもちろん、スクールカウンセラーとの面談日を設けるなど、様々な形で教育相談の機会を設ける。

④ 実施方法を十分検討した上での実態アンケート

- ア 定期的なアンケート調査（学期1回以上程度）を実施することは重要だが、実施方法については、いじめを受けている児童生徒がいることを想定し、記名・無記名、封筒での持ち帰りや提出等、実施方法を十分に検討し実施する。
- イ 相談ポスト等も効果的に活用する。

参考 「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。（後略）

3 いじめの早期対応

(1) 早期の組織的な対応イメージ

I いじめ情報(気になる情報)のキャッチ

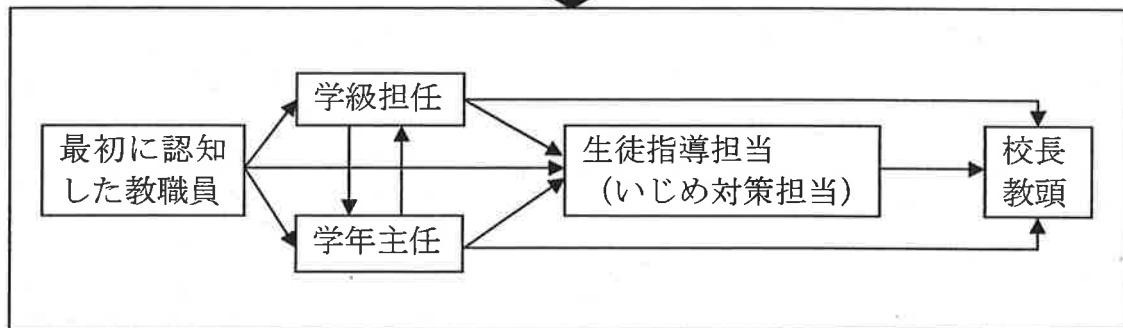
- ◎早期発見ポイント
 - ・休み時間等での日々の観察
 - ・生活ノート・連絡帳の情報
 - ・日頃のチャンス相談及び定期教育相談
 - ・実態アンケートからの情報

☞ 「(2)いじめの態様」(P.34~35)

独断で判断して、解決を焦らない

必ず報告

- ▲報告を受けた担任が陥り易い傾向
 - ・自分の責任と思い詰め、自分で解決しようとする。
 - ・指導力が否定されたと感じる。
 - ・解決を焦る。



II 正確な実態把握

- 当事者の双方、及び周りの児童生徒から事情を聴き取り、記録する。
- この段階で、ただ注意や説教をして、謝らせるだけの安易な指導にしない。
- 関係職員との情報共有により、一つの事象にとらわれることなく、より広範囲で総合的な実態把握に努める。

III 教育委員会への報告（第一報）及び対応方針の決定（指導体制・役割分担等）

- 教育委員会へ把握できた現状について第一報を入れる。
- 「いじめの防止等の対策のための組織」により、指導のねらいを明確にした対応を進める。（児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じる等、学校だけでは解決が困難と判断した場合は、教育委員会に指示を仰ぐ）
- 対応の見通しについてすべての教職員で共通理解を図る。
 - ・緊急度、自殺や不登校、脅迫や暴行等の危険度
 - ・緊急SCの派遣やSSWに関係機関とのつなぎを依頼するかどうか 等
 - ・事情聴取等での留意点
- 役割分担を確認する。
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
 - ・関係機関への対応担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・保護者への対応担当

IV 教育委員会・関係機関等と連携した事実の究明

- 第一報以降、教育委員会と連携しながら事実の究明を継続する
(教育委員会により「重大事態」と判断された場合は指示に従って進める。)
- 事情聴取は、被害者→周囲の者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行なう。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階でしてはならないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

V いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導や支援及び保護者との連携

① 被害者（いじめられた子ども）への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・ 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

イ 事実の確認

- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

ウ 支援

- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ・ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導はしない。

エ 経過観察

- ・ 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② 加害者（いじめた子ども）への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

イ 事実の確認

- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・ 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

ウ 指導

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、人権意識を持たせる。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

エ 経過観察等

- ・ 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を継続し成長を確認していく。
- ・ 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 観衆（いじめを助長する存在）、傍観者（いじめを支持する存在）への対応

ア 基本的な指導

- ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・ いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ 事実確認

- ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

ウ 指導

- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ 経過観察等

- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスに向けていく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との連携

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

エ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

※保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲ 電話で簡単に対応する。

◎クレームを言う保護者に対して

いじめが起きたことに対する責任を問われたり、クレームを言われたりする場合がある。また、初期対応が遅れたり、保護者の思いを十分に理解できなかつたりすると、こじれる場合もある。

こじれてしまうと解決するものも解決しなくなる。まず、保護者に「子どものために、いじめの解消に全力で取り組みましょう。学校の批判については、いじめが解消した後に、じっくりと聞かせてもらいますので、まずはいじめの解消に取り組ませてください」と理解を求める。

クレームの対応より、いじめの解消に取り組めるようにすることが大切である。

② いじめている子どもの保護者との連携

- ア 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

※保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者を非難する。
- ▲ これまでの子育てについて批判する。

◎いじめを認めない保護者に対して

いじめの報告に対して、「以前、いじめられたから、お互い様だ」「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」などと、いじめを認めない場合がある。

どちらに原因があるにせよ、今、傷ついているのはいじめられている方である。まずは、傷ついている児童生徒を楽にしてやることが第一であることをしっかりと説得するようとする。

そして、トラブルの原因等の話し合いが必要なときは、いじめを解消して話しを持つようする。

いじめが解消していれば、お互いが気兼ねせず話し合いができるようになることから、スムーズな解決が期待できる。

(3) 関係機関との連携

- ① 問題が根深く家庭環境等が深く関わっているいじめの解決には、教育委員会だけでなく、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ② 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。
- ③ 関係機関と学校をつなぐため、場合によっては教育委員会に相談し、スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用する。

(4) 教育委員会への報告形式等について

- ① **第一報**・・・いじめ情報をキャッチし実態把握をした結果、いじめと判断した場合は、「いじめに関する報告書」

☞別紙1「いじめに関する報告書」（P.41）

※ いじめに関する定期実態調査もあるので、事後の対応や解決状況も忘れず報告すること。（毎学期末報告）

※ 上記の報告と文部科学省調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）との整合性を持たせること。

- ② **重大事態の報告**・・・児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるケースの場合は、「いじめ事案（重大事態）に係る調査結果報告について」を参照し報告する。

☞別紙2「いじめ事案（重大事態）に係る調査結果報告について」（P.42）

(5) 中・長期的な対応

早期対応は短期間の対応で終わることは無い。いじめ事案が発生した場合、いじめの被害者や加害者はもちろん、学級集団においても様々な影響が残ることが多い。そのため、中・長期的な支援が必要である。

- ① 表面的には解決した事例であっても、子どもの変化等を敏感に察知するとともに継続的に教育相談や指導・支援を行う。
- ② 特にいじめを受けた児童生徒に対しては、SC、心の教室相談員、SSW等の活用も含め心のケアに努める。
- ③ いじめ対策としては、まず「いじめを生まない学校・学級づくり」が重要であるとの認識を再度確認し、心の教育の充実を図り、誰もが生かされる学級経営を行う。

(6) 出席停止措置について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。

☞「須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱」(P.43~47)

※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

参考 「いじめ防止対策推進法」(抜粋)

(出席停止制度の適切な運用等)

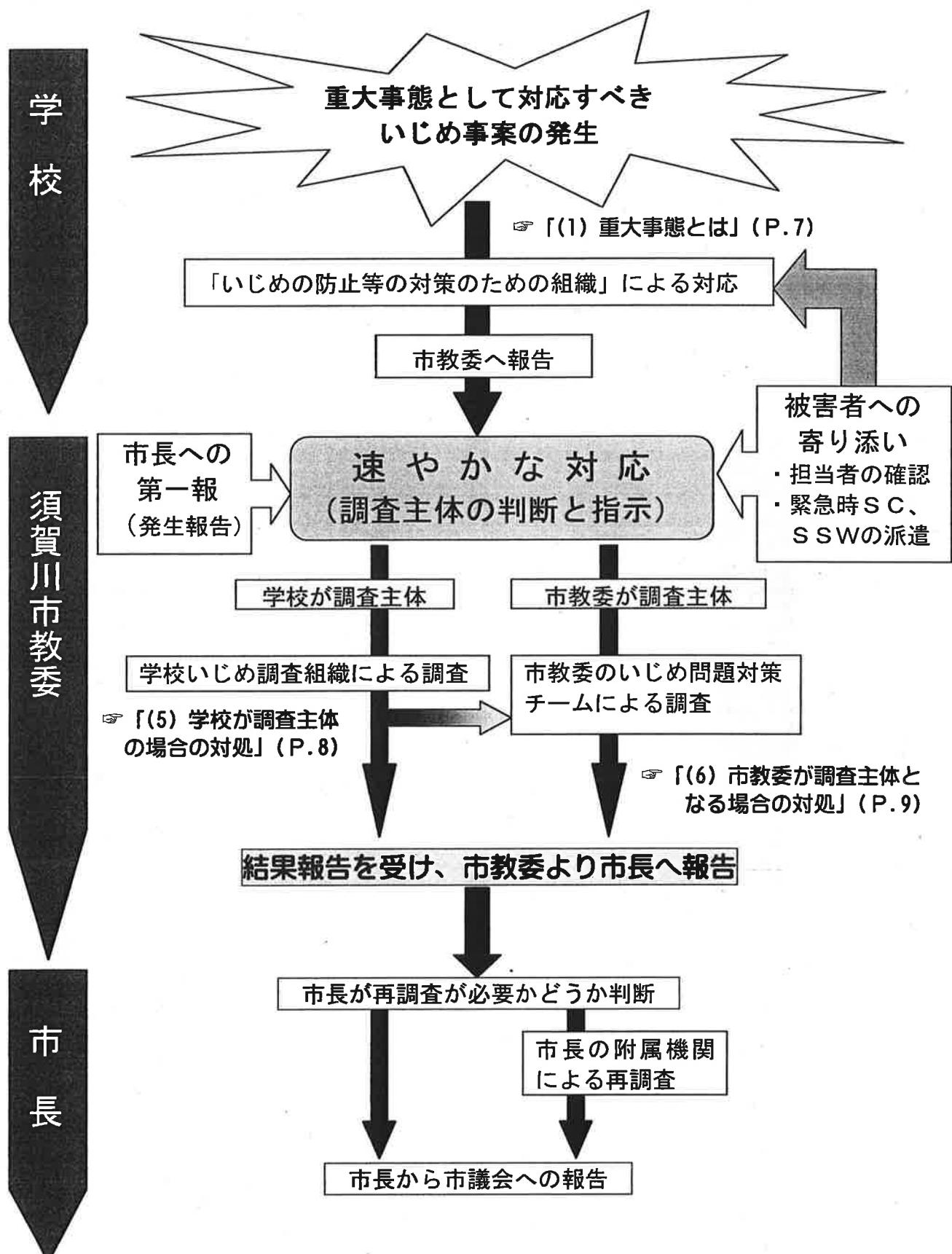
第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

参考 「学校教育法」(抜粋)

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

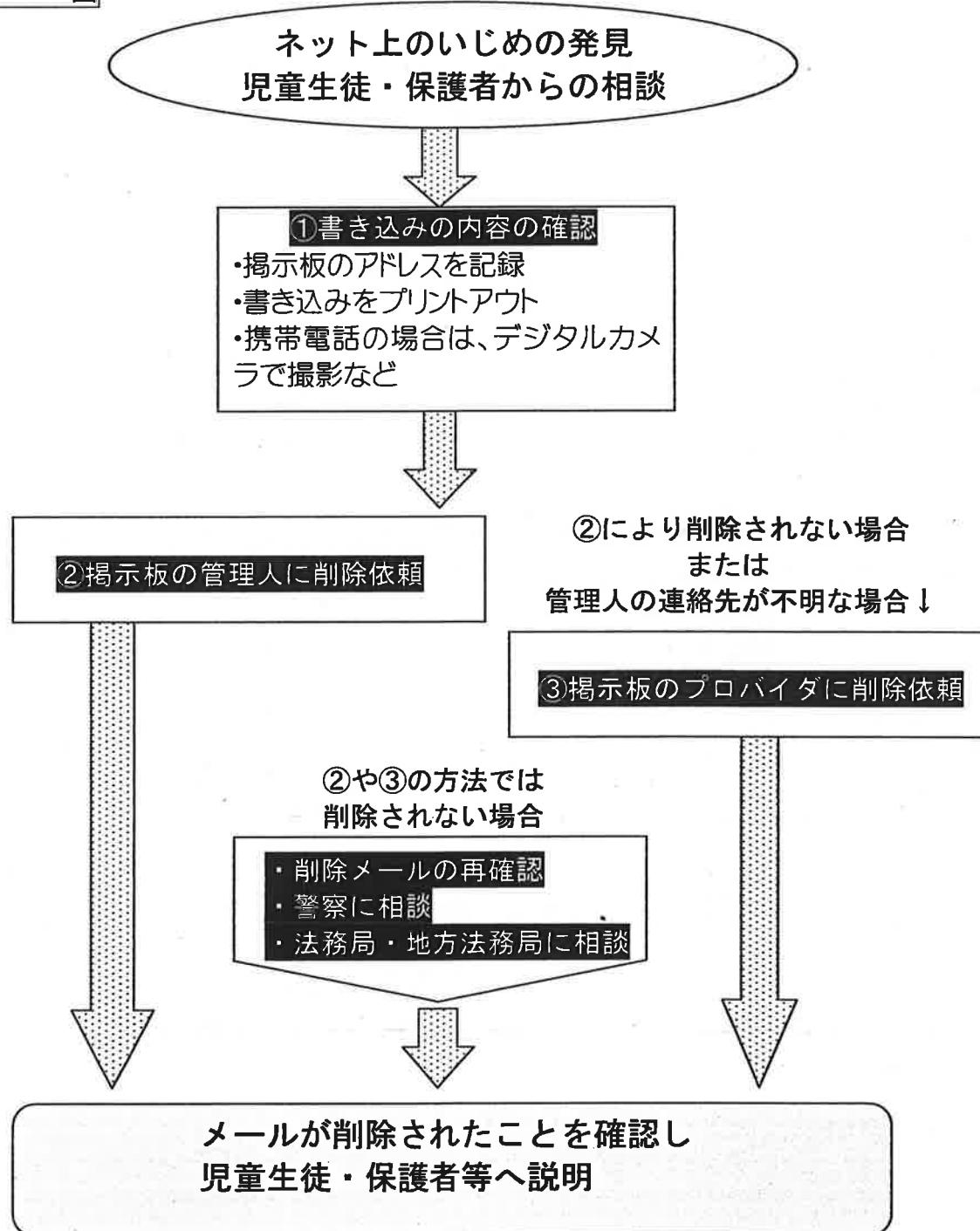
- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

4 重大事態発生時の対応フロー図



5 ネット上のいじめへの対応

対応のフロー図



(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

① 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

- ・掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
インターネット上の掲示板やブログ(ウェブログ)、プロフ(プロフィールサイト)に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。
- ・掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりするケースがある。
- ・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
特定の子どもになりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

② メールでの「ネット上のいじめ」

- ・メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行うケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため(サブアドレス)、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。
- ・「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール(チェーンメール)」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。
- ・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼ぶ。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができる。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもある。

③ その他

オンラインゲーム上のチャットやスマートフォンの無料通話アプリで、誹謗・中傷の書き込みの事例などが急増している。特に、現在急速に普及したアプリ「LINE（ライン）」では、「既読無視（素早く返信しない）」等に対して、「外し」と言われる「グループから仲間はずれにするいじめ」が多くのトラブルを生んでいる。

今後も、ネット上のいじめはインターネットやスマートフォンの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

(3) 「ネット上のいじめ」の対応

① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ、スマートフォン等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

◇対応の流れ

・「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多い。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握する事例もある。

学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えられる。

・誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する

その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

・掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多くある

その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

・掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す(ページの下の方にあることが多い)。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もある。

・掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不

明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。

- ・削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇児童生徒への指導のポイント－掲示板等での被害を防ぐため－

- ・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許されることではないこと。
- ・掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ・掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

② チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールと言う。「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを○○人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

◇児童生徒への指導のポイント－チェーンメールの被害を防ぐため－

- ・携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについては、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ・チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性があるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ・チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ・チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ・チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしない。出会い系サイトやアダルト系サイト等大変危険なサイトにつながる場合があること。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組むことが重要である。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)(3)や「◇児童生徒への指導のポイント」を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

(6) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

① 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要がある。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要がある。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を活用することが有効である。情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要である。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられる。

「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

② 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。

そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となる。

学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会をとらえて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要がある。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。

参考「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（インターネットを通じて行なわれるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

（後略）

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる

6 いじめに起因する不登校に対する支援の在り方について

(1) 「重大事態」かどうかの判断について

いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合は、「重大事態」であることを認識して早期の初期対応が必要である。

① 相当期間とは、30日が目安である。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」H25.10.11 文部科学大臣決定)

② 一定期間連続して欠席しているような場合は、特に迅速に調査することが大切である。

③ 欠席が長期化すると学校復帰が難しくなるという認識をもって対応する。

(2) 「不登校」初期段階のアセスメント（一般的な対応方策のイメージとして）

子どもが欠席し始めたら・・・

① 欠席理由や必要な支援の見立て

ア 欠席1日目～

- ・ 学級担任等による欠席理由の把握
- ・ 欠席の前に気になったことがあったなら、すぐに電話連絡や家庭訪問の実施

イ 連続欠席等3日目～

- ・ 校内で情報共有 (○○さんは今日で3日連続休んだなあ、心配だなあ)
- ・ 遅刻や早退も加味した情報が重要 (そういえば最近遅刻気味だった…)
- ・ 養護教諭による連続欠席のチェックと管理職への報告ルートを確立する等の工夫 (出席簿を縦・横の双方向で見ることが必要)
- ・ 状況に応じた他の児童生徒への事情聴取、保護者や教職員からの情報等による連続欠席の原因や背景の把握 (もしかするとあの事が…)
- ・ 欠席児童生徒とのラポートや保護者とのつながりを考慮した教職員による家庭訪問等 (私だったら教えてくれるかも…)

ウ 連続欠席1週間または断続的な欠席が通算10日程度～ ※遅刻早退も加味

- ・ 学年主任、学級担任(旧担任)、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等によるサポートチームを結成し対応を検討 (○○君が1週間休みました。関係する先生方に集まってもらいましょう)
- ・ 状況に即した具体的な支援による早期の問題解消

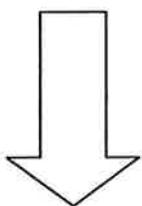
エ 通算欠席日数30日以上

- ・ 不登校の原因が明確であれば、校長は不登校として認定し、教育委員会に氏名及び状況を報告し、連携して対応する。
- ・ 欠席がいじめに起因するものと判断される場合には、「重大事態」ととらえ、迅速に調査に着手する。☞「5 重大事態への対処」(P.7~10)

② 不登校となった個々の子どもの置かれた状況に合わせた個別支援

ア 個別の支援方策の検討と組織的対応

- ・学校生活に起因するタイプ
 - ・遊び・非行タイプ
 - ・無気力タイプ
 - ・不安等の情緒混乱タイプ
 - ・意図的な拒否タイプ
 - ・複合タイプ
 - ・その他のタイプ
- (※文部科学省によるタイプ分け)
- } それぞれの傾向に応じた対応の検討



S Cや心の教室相談員、SSW等の活用による教育相談、
関係機関へのつなぎ

イ 適応指導教室や関係機関との連携

- ・学校への登校が長期的に無理と判断されれば、「すこやか教室」への通級等を検討する。(まずは体験通級を本人や保護者に提案してみる)
- ・保護者による再登校への働きかけに問題がある場合、S C、SSW、こども課家庭相談員等と連携しケース会議等の開催も検討する。
- ・特に中学生については、進路に関する課題(本人の希望や保護者の願い等)を十分考慮した対応をする。

7 いじめ自殺の防止・緊急対応

(1) 学校・家庭・教育委員会の役割

- ① 子どもたちの日常の変化に気付き、「救いを求めるサイン」を見逃さない。
- ② 子どもたちとの信頼関係を築くとともに、相談体制を確立する。
- ③ 自殺予防のための具体的援助を行う。場合によっては、隔離や保護措置をとる。
- ④ 校内に問題解決チーム（チーム支援）を結成するとともに、SCや医療機関、保健所、児童相談所、警察など関係機関との連携を図り、外部とのネットワークを構築して問題解決に当たる。
- ⑤ 日ごろから家庭と連携し、各教科や学級活動において、いじめ問題を取り上げたり、「命の教育」や「死の教育」に関連した授業などを行い、自殺予防の環境作りに努める。

(2) 自殺のサイン

① 自殺の心理

- ア ひどい孤立感…「居場所がない」「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- イ 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- ウ 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- エ 思い込み…今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- オ 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

② 自殺の危険因子

- ア 自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- イ 心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティー障害、薬物乱用、摂食障害等。
- ウ 安心感のない家庭環境…児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- エ 独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

◎自殺直前の5つのサイン

【突然の態度の変化】

- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。

【自殺をほのめかす】

- ・「誰も自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」

【別れの用意をする】

- ・大切な持ち物を友人にあげる。
- ・長く借りていた物を返す。

【過度に危険な行為に及ぶ】

- ・事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動を度々起こしたりする。

【自傷行為に及ぶ】

- ・手首を浅く切る。
- ・薬を数錠服用する。等

(3) 対応の原則・留意点

- ① 児童生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ② 児童生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視せずしっかりと受け止める。
- ③ 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ④ 言葉に出して心配していることを伝える。
→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- ⑤ 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの?」
- ⑥ 絶望的な気持ちを傾聴する。
→そなならざるを得なかつた、それしか思いつかなかつた状況を理解しようとする。
- ⑦ 安全を確保する。
→当該児童生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようとする。
- ⑧ 一人で抱え込まない。→組織的に対応する
- ⑨ S C、S S W、専門家等との連携を図る。
- ⑩ 急に児童生徒との関係を切らない。→継続して関われるような配慮。

(4) 児童生徒に必要な自殺予防の知識

- ① ひどく落ち込んだときには相談する。
→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
ア 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
イ 自殺予防のための関係機関（相談機関や医療機関）について知っておく。

◎「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」などと訴えてくることがよくある。その際、そのことを知った教師だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万が一の場合は、責任を問われることになりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかもしれない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となる。

(5) 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

① 自殺が起きた後の一般的な反応

- ア 自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
- イ 他人を責める…「○○君の態度が追い詰めた」
- ウ 集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。
- エ 一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- オ まるで何もなかったかのように振る舞う。
- カ 反抗的な態度をとる。
- キ 食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ等

② 配慮が必要な人

- ア 自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、部活動仲間等。
- イ 元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたことのある子ども。
- ウ 現場を目撃した人…現場を目撲した人、遺体に直接対応した人。

◎対応の原則《校長を中心とした役割連携》

- 校長のリーダーシップ…遺族への対応、保護者会、記者会見等
→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
- 情報の取扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。
→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない等。
- 遺族への対応…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は連携し対応する。
- 保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。
- マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。
- 学校再開（発生後初めて登校する日）…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

二次被害の予防！

参考 「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

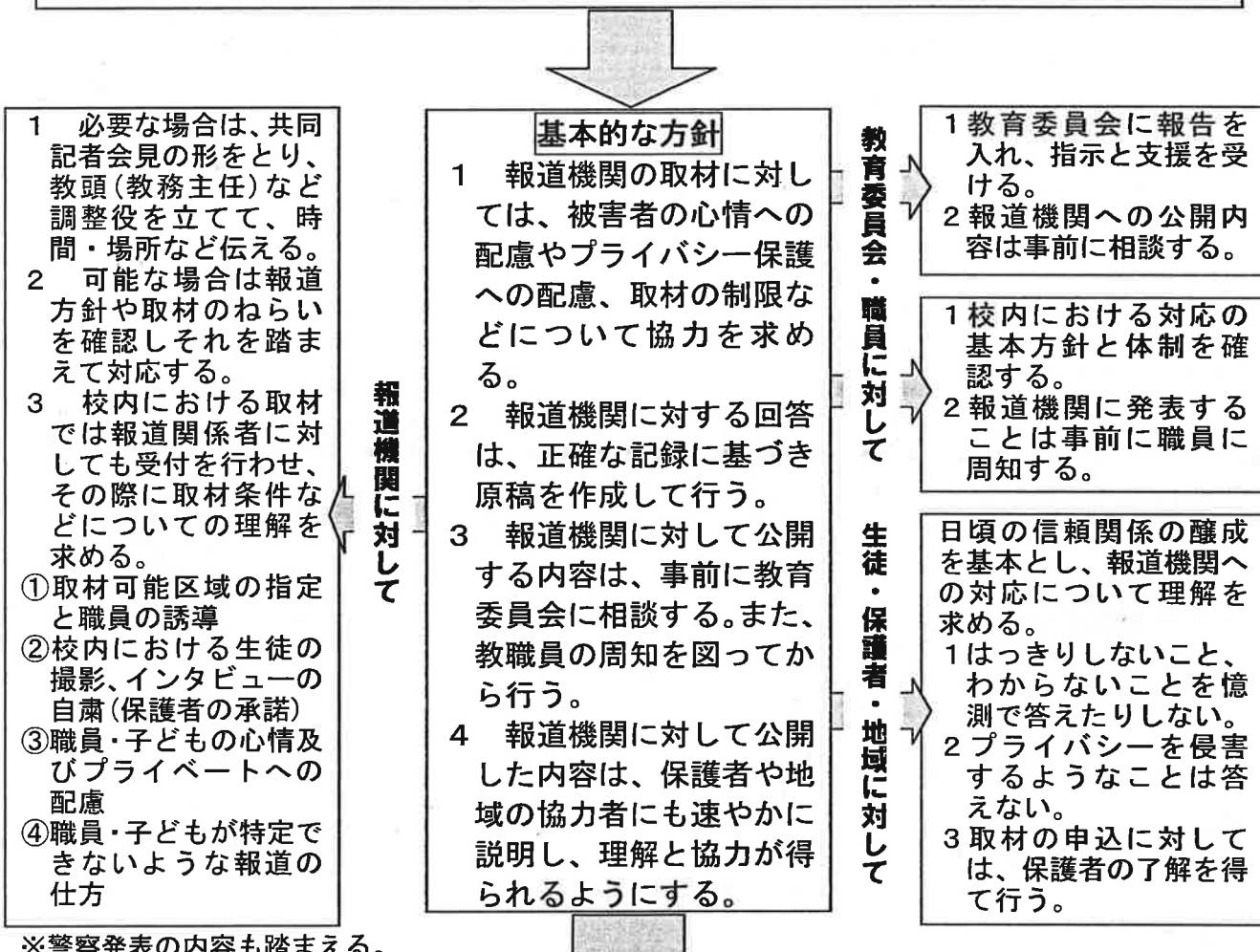
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（後略）

8 報道機関への対応

基本的な態度

報道機関は基本的に公立・中性であることを信頼し、憶測による情報や誤った情報が流れることを防止する意味でも、真摯にかつ明確な対応を心がける。



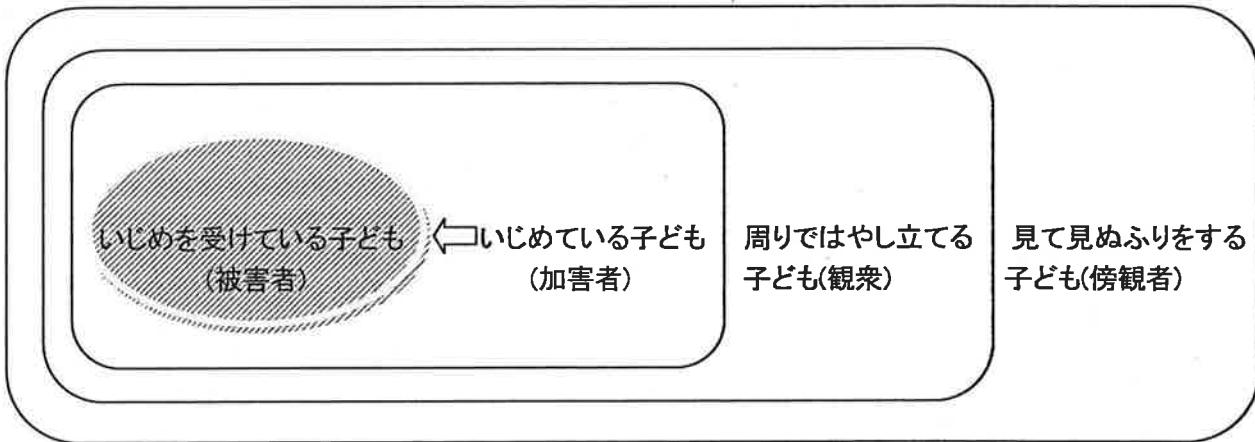
- 1 学校の窓口は、校長(教頭)に一本化する。
- 2 取材にあたっての回答は、報告書の様式に沿って整理し、公開できる内容と公開できない内容とに明確に区別してから作成した原稿によって行う。
- 3 原稿にない内容についての質問等は、確認・精査してから回答する。
 - 数値は曖昧にしない。2つ以上の数値がある場合はそれを言う。
 - ケガの程度は医師の診断結果により回答する。
 - はっきりしないこと、わからないことは、後で精査して答える。
 - プライバシー保護がからむことは、その理由をはっきり示して説明する。
 - 原因、背景となる人間関係が複雑で、それを公開することがその後の学校教育に影響する場合は、学校の立場を十分説明する。
- 4 明らかにされた責任は謙虚に受け止め、責任逃れととられるような言動や責任転嫁はない。

【參考資料編】

1 いじめの構造と態様

(1) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、いじめを助長としていることを認識する必要がある。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

(2) いじめの態様

① いじめが与える苦痛

心理的苦痛	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
	仲間はずれ、集団による無視をされる。
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
	金品をたかられる。
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
その他	

- ア いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生している。
- イ 暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられる。
- ウ いじめられている児童生徒にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければならない。

② いじめに発展する主なケース

ア 遊びの延長

勝敗を決する遊びの場合、負けた子の気持ちの持ち方次第では、結果としていじめとなることもある。この場合、いじめている側は自覚に乏しい傾向が強い。

イ ゲーム感覚によるもの

「不幸の手紙」「デス・ノート」「失神ゲーム」など、ゲーム感覚で『面白いから…』という理由がきっかけでいじめになることが多い。また、クラス内でひそかに始まり、子どもから子どもへと広範囲に渡る傾向がある。

ウ 子ども同士のトラブル

気の合わない子ども同士による衝突は、互いの意志がぶつかり、「喧嘩」となりやすい。「喧嘩」は双方向の争いであり、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しない。しかし、どちらかが一方的に被害を受けている状況で必要以上の攻撃はいじめとなる。反面、仲の良い友だち同士の場合では、子ども同士でトラブルを修復する能力が乏しいと陰湿ないじめへと発展する危険がある。

エ 外見的なもの

身体的な特徴(体格・体质)や障がい、容姿、服装などを思いのままに言葉や態度で表すといじめとなる場合が多い。特に成長とともに感性が発達し、自分以外の存在を意識する年齢に至っては、精神的苦痛を感じるようになり、言葉だけで自己否定から生命の危機となることがある。

オ 発達障がいに起因するもの

発達障がいのある子どもは、人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解され、いじめの対象となってしまうケースがある。

- ・知的障がい
- ・広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群）
- ・特異的発達障がい（学習障がい(LD)、運動能力障がい）
- ・注意欠陥・多動性障がい(ADHD)

※ 子どもが発達障がいではないか、発達障がいが疑われる言動からからよく級友にからかわれる等の問題がある場合、市教委の特別支援教育担当指導主事に相談する。

③ いじめと犯罪

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもある。児童生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、罪を犯さないようにしっかり指導することが必要である。

いじめの様態	関係する刑法の罪名と条文	
脅し文句	刑法222条（脅迫）	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法223条（強要） 刑法176条（強制わいせつ） (注 親告罪)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した。 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。
冷やかしからかいパソコンや携帯電話による誹謗中傷	刑法230条（名誉毀損） (注 親告罪) 刑法231条（侮辱） (注 親告罪)	公然と事実を掲示し、人の名誉を毀損した。 事実を掲示しなくても、公然と人を侮辱した。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法235条（窃盜） 刑法261条（器物損壊等） (注 親告罪)	他人の財物を窃取した。 他人の物を損壊した、傷害した。
金品をたかられる	刑法236条（強盜） 刑法249条（恐喝）	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。 人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法204条（傷害） 刑法205条（傷害致死） 刑法208条（暴行）	人の身体を傷害した。 身体を傷害し、よって人を死亡させた。 暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかつた。
その他	刑法130条（住居侵入等） 刑法202条（自殺関与） 刑法41条（責任年齢）	正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた。 人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促した。 14歳に満たない者の行為は、罰しない。

(注) 親告罪…被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

④ 警察等関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては、学校だけで解決できない問題を抱えることもある。そのような場合は、学校だけで対応するには限界があるので関係機関との連携が不可欠となる。

教育委員会との連携は当然だが、緊急時には病院や警察など外部の専門機関と早期に連携して対応する。

2 いじめ問題への取組についてのチェックポイント

(1) 教育委員会

《学校の取組の支援等・体制整備》

1	いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針の明確化、積極的な指導
2	学校のいじめ問題についての学校訪問・調査の実施等を通じた実態の的確な把握
3	学校や保護者等からのいじめ報告に際しての、迅速な実情の把握と適切な学校への支援・保護者等への対応
4	学校のニーズに応じた研修講師やスクールカウンセラー等の派遣
5	指導上困難な課題を抱える学校に対する重点的な指導、助言、援助
6	深刻ないじめを行う児童生徒に対する出席停止措置等必要な体制の整備
7	いじめられる児童生徒の就学校の指定の変更等による弾力的な措置体制の整備
8	保護者からの相談を直接受けとめることのできるような教育相談体制の整備
9	教育相談機関(適応指導教室、すこやかテレフォン等)や教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口の児童生徒、保護者、教師への周知
10	教育相談の内容に応じた学校と連絡・協力した継続的な事後指導
11	いじめ問題の解決のための関係部局・機関との適切な連携協力体制の整備

《教員研修》

12	いじめの問題に留意した教員の研修の実施
13	実効性のある学校の取組等実践事例の蓄積と各学校への発信
14	いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布

《家庭・地域との連携》

15	学校とPTA、地域の関係団体等が一体となった地域ぐるみの対策を推進
16	いじめの問題への取組の重要性の認識や家庭・地域の取組推進のための啓発・広報活動の実施

(2) 学校

《指導体制》

1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制（「いじめ防止対策委員会」）を確立して実践に当たっている。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修会を開いたり職員会議等で取り上げたりして、共通理解を図っている。
3	特定教員の抱え込みや事実の隠蔽がなく、学校全体で対応する体制が確立している。

《教育指導》

4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との認識に立って指導に当たっている。
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げ、指導が行われている。
7	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。

8	幅広い生活体験や社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っている。
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
10	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っている。

《早期発見・早期対応》

13	日頃から、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
14	聞き取り調査や質問紙調査で、きめ細かく児童生徒の生活実態の把握に努めている。
15	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。
16	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
17	いじめの訴えがあったときは「いじめ対策委員会」を編成し、問題を軽視せずに保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をを行っている。
19	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、適切に機能している。
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

《家庭・地域社会との連携》

23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っている。
25	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。また、学校のみで解決することに固執していない。
26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。

3 いじめ発見のチェックポイント

(1) 学校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

	遅刻・欠席が増える。
朝の会	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 表情がさえず、うつむきがちになる。 健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時	忘れ物が多くなる。 用具・机・椅子等が散乱している。 周囲が何となくざわついている。 一人だけ遅れて教室に入る。 席を替えられている。
授業中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。 保健室によく行くようになる。 グループ分けて孤立しがちである。 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	教室や図書室に一人でいる。 今まで一緒にいたグループからはずれている。 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給食時	机を寄せて席を作ろうとしない。 その子どもが配膳すると嫌がられる。 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける） 食欲がない。 笑顔が無く、黙って食べている。
清掃時	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。 その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。 他の子どもと一人離れて清掃している。 皆の嫌がる分担をいつもしている。 目の前にゴミを捨てられる。
放課後	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 みんなの持ち物を持たされている。 通常の通学路を通らずに帰宅する。 靴や鞄、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。 宿題や集金などの提出が遅れる。 刃物など、危険な物を所持する。

(2) 家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いろいろして反抗的になったり、急に口数が少なくなつて元気がなくなつたりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え方をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がつたりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなつたり遅くなつたりする。
転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言つたりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減つたり、宿題や課題をしなくなつたりする。
急激に成績が下がる。

(3) いじめ電話相談・・・児童生徒本人や保護者が相談できる関係機関リスト

・教育委員会学校教育課	0248-88-9169
・須賀川市すこやかテレפון	0248-75-1919
・市役所 生活課、市民相談室	0248-88-9132
・こども課 (家庭児童相談室)	0248-88-8115
・子どもと家庭テレפון相談 (県中央児童相談所)	024-536-4152
・県中児童相談所	024-935-0611
・県教育センター「ダイヤルSOS」	0120-453-141
・福島いじめS O S 2 4	0120-916-024
・県精神保健福祉センター(こころの電話)	024-535-5560
・須賀川警察署 (生活安全課)	0248-75-2121
・いじめ110番 (県警察本部)	0120-795-110
・福島県警察本部県民サービス課 (少年相談窓口ヤングテレホン)	024-526-1189
・子ども人権110番 (法務省)	0120-007-110

4 いじめに関する報告書形式

別紙1（取扱注意）

いじめに関する報告書

※ 各欄に必要事項を記入するとともに、選択事項は該当する□をチェックしてください。

学校名	須賀川市立		
被害児童生徒	氏名	年組（歳）	男・女
いじめの内容	誰から		
	いつから		
	頻度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週2～3回 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> 1～2回 <input type="checkbox"/> その他	
	どのように (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 悪口・陰口・冷やかし・からかい・嫌なことを言う（「死ね」） <input type="checkbox"/> 仲間はずれや集団による無視 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く・蹴る <input type="checkbox"/> 金品隠しや盗み <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられる（ズボン下げ） <input type="checkbox"/> パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口 <input type="checkbox"/> その他()	
いじめ発見の きっかけ (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 担任の教師が発見 <input type="checkbox"/> 他の教師からの情報 <input type="checkbox"/> 部活動顧問からの情報 <input type="checkbox"/> 養護教諭からの情報 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員等からの情報 <input type="checkbox"/> 保護者からの訴え <input type="checkbox"/> いじめられた児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 相談電話や関係機関等からの連絡 <input type="checkbox"/> 全校的な実態調査から <input type="checkbox"/> その他()		
学校のいじめに対する取組み (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 職員会議を通じて共通理解を図った <input type="checkbox"/> 道徳や特別活動で指導した <input type="checkbox"/> 生徒会等で主体的にいじめを考え、人間関係作りを促進した <input type="checkbox"/> 聞き取りやアンケート調査を行い、実態を把握した <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員、養護教諭等が相談にあたった <input type="checkbox"/> いじめ根絶チームや教育相談の体制を整備した <input type="checkbox"/> 相談窓口の周知と広報をした <input type="checkbox"/> 地域の関係機関と連携協力した <input type="checkbox"/> 家庭と協力した <input type="checkbox"/> 担任が指導した <input type="checkbox"/> 養護教諭が指導した <input type="checkbox"/> 集会を開いて指導した <input type="checkbox"/> 席やグループ替え <input type="checkbox"/> 別室での学習 <input type="checkbox"/> その他()		
いじめの 解消の現状	<input type="checkbox"/> 解消した <input type="checkbox"/> 解消したが経過観察中 <input type="checkbox"/> 解消していないが改善している <input type="checkbox"/> 改善が見られない <input type="checkbox"/> 再発した <input type="checkbox"/> その他()		
被害児童生徒 の現状	(通学状況・学習状況・心身状況 等)		
保護者の現状	(いじめの認識、対応への理解、児童生徒への関わり 等)		
教育委員会に 希望する対応等			

別紙2（重大事態発生時における関係者からの聴取結果報告形式）

※ いじめにより不登校をきたした場合を例として

(文書記号番号)

平成 年 月 日

須賀川市教育委員会 様

須賀川市立 学校長 氏名 印

いじめ事案（重大事態）に係る聴取結果報告

1 当該児童生徒について

(学校名)

(学年・学級・性別)

(氏名)

2 欠席期間・当該児童生徒の状況

(1) 欠席期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(連続して 日間、または、断続で合計 日間)

(2) 児童生徒の状況

3 調査の概要

(1) 調査期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 調査組織

※ 外部専門家が調査に参加した場合は、当該者の属性

4 聽取内容

(1) 当該児童生徒・保護者

(2) 教職員

(3) 関係する児童生徒・保護者

(4) その他

5 今後の当該児童生徒への支援方策

※ 市教委から市長、県教委等への報告についても、同じ形式とする。

須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱

1 趣旨

須賀川市公立小・中学校管理規則（昭和54年須賀川市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第39条第5項の規定に基づき、出席停止命令に関して必要な事項を定める。

2 出席停止の要件

校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童又は他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒の保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命じる必要があると認めたときは、規則第39条第1項の規定により速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 校長からの意見具申

規則第39条第1項の規定による報告は、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、次に掲げる事項を記載した出席停止に係る意見具申書（様式第1号）を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 当該児童生徒の氏名、生年月日
- (2) 当該児童生徒の保護者の氏名及び住所
- (3) 当該児童生徒の在籍する学年組
- (4) 出席停止の期間
- (5) 性行不良の状況
- (6) これまでの学校の取り組み
- (7) 出席停止の理由
- (8) 出席停止期間中の指導計画
- (9) その他参考意見

当該児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒又はその保護者から事情聴取した場合には、その聴取した内容

当該児童生徒の指導に関与した職員の意見を求めた場合には、その意見の内容

4 保護者からの意見聴取の具体的な方法

- (1) 規則第39条第3項の規定による保護者の意見聴取は、教育長の指名により、事務局の職員又は当該児童生徒が在籍する校長が行うものとする。
- (2) 意見聴取は、緊急の場合を除き、意見聴取を行う者が保護者と面接して行わなければならない。

5 当該児童生徒からの意見聴取

教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮するものとする。

6 被害者である児童生徒及び保護者への対応

- (1) 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合において必要と認めることは、出席停止に係る児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒又はその保護者から事情を聴取することができる。
- (2) 教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒の指導に関与した関係機関の職員の意見を求めることができる。

7 出席停止の期間の在り方

出席停止を命ずる期間は、できる限り短い期間としなければならない。

8 命令の方式

出席停止の命令は、出席停止通知書（様式第2号）を当該児童生徒の保護者に交付して行わなければならない。

9 出席停止期間中の指導

教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。

10 出席停止の解除

教育委員会は、出席停止を命じた期間中に当該児童生徒の状況により出席停止を命ずる理由がなくなったと認めるときは、出席停止解除通知書（様式第3号）により出席停止の命令を解除することができる。

11 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後、学校は保護者や関係機関との連絡を強めるなど、適切な指導を継続していかなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年1月11日から施行する。

(文書記号番号)
平成 年 月 日

須賀川市教育委員会 様

所属校 校長 氏名

印

出席停止に係る意見具申書

須賀川市公立小・中学校管理規則第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。

記

児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
学年組		担任名	
出席停止の期間			
性行不良の状況			
これまでの学校の取組			
出席停止の理由			
出席停止期間中の指導計画			
その他参考意見			

(文書記号番号)
平成 年 月 日

保護者（氏名）様

須賀川市教育委員会 印

出席停止通知書

学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(又は第49条)の規定により、下記のとおり出席停止を命じます。

記

学校名・学年組			
児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
出席停止の期間			
出席停止の理由			
出席停止期間中の指導計画			

(文書記号番号)
平成 年 月 日

保護者（氏名）様

須賀川市教育委員会 印

出席停止解除通知書

須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱第10項の規定により、下記のとおり出席停止を解除します。

記

学校名・学年組			
児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
出席停止解除 年 月 日			
出席停止解除後の指導計画			

引用・参考文献

- 「生徒指導提要」 平成22年3月 文部科学省
- 「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」
平成20年11月文部科学省
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引」 平成22年3月 文部科学省
- 「いじめ問題への取組の徹底について（通知）」 平成18年10月 文部科学省
- 「いじめ問題に関する取組事例集」
平成19年2月 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」
—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—
平成19年2月 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)
- 「いじめ防止対策推進法」 平成25年6月公布
- 「いじめ防止対策推進法」（概要） 平成25年6月公布
- 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）」
平成25年6月19日
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」 平成25年10月11日（文部科学大臣決定）
- 「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり－『学校いじめ防止基本方針』策定
Q&A－」 平成25年11月（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

平成25年2月策定
平成26年4月改訂